

健発0201第1号

平成30年2月1日

一般社団法人 日本透析医学会
理事長 殿

厚生労働省健康局長



第70回保健文化賞候補者の推薦について（協力依頼）

保健文化賞候補者の推薦につきましては、毎年御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

御承知のとおり、第一生命保険株式会社が主催し、当省が後援している本事業は、保健衛生及び関連する福祉等の分野で優れた業績のあった団体及び個人を表彰し、これにより我が国における保健衛生の一層の向上を図るものであります。

つきましては、第70回表彰事業を実施するに当たりましても、候補者の推薦について御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、候補者の推薦につきましては、地域に密着した地道で身近な活動や実際の活動が対象とされておりますので、念のため申し添えます。

平成30年2月吉日

関係各位 殿

第一生命保険株式会社
代表取締役社長 稲垣 精一



第70回「保健文化賞」応募の推薦依頼について

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

保健文化賞につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

弊社は、昭和25年に保健衛生分野におけるご立派な業績と、長年にわたるご労苦への感謝と敬意を捧げることを目的に本賞を創設しました。昭和34年より天皇皇后両陛下の拝謁を賜るなど、今日では権威ある賞として高く評価されております。これもひとえに皆さまのご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

さて、第70回保健文化賞は2月1日より募集を開始しました。ここに関係書類を送付させていただきますので、候補のご推薦と関係機関等へのご案内をお願い申し上げます。ご参考までに都道府県別の応募一覧を同封いたしますので、応募の少ない地域におかれましてはより一層のご協力をいただけますと幸いです。お力添え、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

弊社は、公共性の高い生命保険事業を営む会社として、引き続き健康と安心をお届けすべく本賞に取り組んでまいります。

敬具

記

1. 今回ご送付の書類
 - (1) 募集要綱 (冊子)
 - (2) 応募用紙
 - (3) 募集告知ポスター
 - (4) 厚生労働省推薦依頼文書 (写)
 - (5) 都道府県別応募状況
2. 弊社ホームページより募集要綱・応募用紙をダウンロードできます。
<http://www.dai-ichi-life.co.jp/>
3. 応募締切 4月16日 (月) (当日消印有効)

※本賞の応募は推薦が必要となります。

※推薦依頼文書は、厚生労働省と第一生命より都道府県知事、保健所設置市長、特別区長、医師・歯科・薬科・看護・福祉各大学、NPO 管轄等の関係機関へ送付しています。

以上

お問い合わせ
〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1
第一生命保険株式会社 DSR推進室
TEL050-3780-6950 (担当 市橋・中村)
<http://www.dai-ichi-life.co.jp/>

(A/C-K)

保健衛生の分野で活動されている方に贈る

第70回 保健文化賞

募集期間 2018年2月1日～4月16日

主催：第一生命保険株式会社 後援：厚生労働省、朝日新聞厚生文化事業団、NHK厚生文化事業団

本賞は、戦後の衛生環境が悪化していた中で、保健衛生の向上に取り組む方々のご立派な業績と、長年にわたるご労苦に対して、感謝と敬意を捧げることを目的とし、昭和25年に創設された賞です。

創設当時は結核や栄養不足などが社会的に喫緊の課題でありましたが、時代の流れとともに生活習慣病対策、高齢者や障がい者への福祉、海外での医療や疾病対策など、さまざまな課題に、継続的に取り組んでこられた方々を顕彰しています。

応募対象

保健衛生（関連する福祉等を含む）を実際に著しく向上させた、あるいは向上に著しく寄与する研究または発見をした団体・個人

＜団体＞原則として10年以上の活動実績がある団体。

＜個人＞原則として50歳以上かつ10年以上の活動実績がある方。

※団体・個人とも東日本大震災被害への支援を主たる目的とする活動に限り、活動年数は問いません。

※応募にあたっては必ず推薦者が必要となります。その他、表彰歴等によりご応募いただけない場合があります。詳しくは募集要綱をご覧ください。

（対象となる主な活動分野）

地域保健・地域医療、健康増進・疾病予防、感染症、難病・障害者保健、精神保健、高齢者保健・介護、母子保健、学校保健、歯科保健、食品保健、産業保健、生活衛生、国際保健、少子化対策 等

表彰等

厚生労働大臣賞（表彰状）

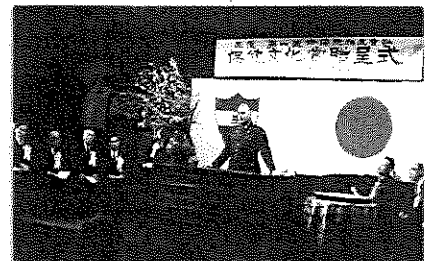
第一生命賞（感謝状、賞金 団体200万円、個人100万円）

朝日新聞厚生文化事業団賞（記念品）

NHK厚生文化事業団賞（記念品）

※秋に東京都内にて贈呈式を開催します。

また、受賞者は例年天皇皇后両陛下下拝謁の栄に浴しています。



第1回保健文化賞贈呈式

【お問合せ】 第一生命保険株式会社 D S R推進室 Tel050-3780-6950 (担当 市橋・中村)

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1 <http://www.dai-ichi-life.co.jp/>

2018年2月

応募方法

規定の応募用紙に記入のうえ、下記にご郵送ください。

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1 第一生命保険株式会社 DSR推進室

応募締切 2018年4月16日(月) 当日消印有効

※応募用紙は当社ホームページよりダウンロード可能です。http://www.dai-ichi-life.co.jp/

こんな方々が受賞されています

これまでに受賞された方々は団体673、個人347、合わせて1,020件にのぼります。
そして、その多くの方々が受賞後も広く社会に貢献されています。

<第69回保健文化賞受賞者>

※受賞者業績の詳細は当社ホームページにてご確認ください。

受賞者名(団体/個人)・都道府県・主な活動分野		(敬称略)
公益財団法人 いばらき腎臓財団 (茨城県) [地域保健・地域医療]	和歌山県難病の子ども家族会 (和歌山県) [難病・障害者保健]	佐藤 加代子 (東京都) [健康増進・疾病予防]
認定特定非営利活動法人 ジャパンハート (東京都) [国際保健]	島根県在宅保健師等の会「ぼたんの会」 (島根県) [健康増進・疾病予防]	武藤 芳照 (東京都) [高齢者保健・介護]
特定非営利活動法人 女性ネットSaya-Saya (東京都) [母子保健]	一般社団法人 御津医師会 (岡山県) [地域保健・地域医療]	宮下 美代子 (神奈川県) [母子保健]
公益社団法人 全国結核予防婦人団体連絡協議会 (東京都) [地域保健・地域医療]	宮崎県食生活改善推進協議会 (宮崎県) [健康増進・疾病予防]	矢津 剛 (福岡県) [地域保健・地域医療]
特定非営利活動法人 アレルギーを考える母の会 (神奈川県) [健康増進・疾病予防]	小笠原 一夫 (群馬県) [地域保健・地域医療]	近藤 達郎 (長崎県) [難病・障害者保健]



第69回保健文化賞贈呈式

都道府県別 受賞件数

本賞を支えてくださった全ての皆様に改めて感謝申し上げます。

	団体	個人		団体	個人		団体	個人		団体	個人
北海道	25	11	東京都	89	110	滋賀県	5	2	香川県	4	3
青森県	6	6	神奈川県	34	17	京都府	11	6	愛媛県	12	1
岩手県	12	4	新潟県	21	8	大阪府	39	16	高知県	7	8
宮城県	19	6	富山県	7	3	兵庫県	13	14	福岡県	15	9
秋田県	8	3	石川県	8	3	奈良県	3	3	佐賀県	6	2
山形県	7	3	福井県	8	1	和歌山県	7	0	長崎県	14	3
福島県	12	5	山梨県	8	5	鳥取県	14	2	熊本県	18	6
茨城県	16	4	長野県	21	4	島根県	22	0	大分県	6	2
栃木県	8	2	岐阜県	14	2	岡山県	26	10	宮崎県	11	1
群馬県	11	7	静岡県	14	6	広島県	17	4	鹿児島県	7	5
埼玉県	14	8	愛知県	19	9	山口県	10	3	沖縄県	8	10
千葉県	8	6	三重県	6	2	徳島県	3	2			

第70回 保健文化賞要綱

- 主 催 第一生命保険株式会社
- 後 援 厚生労働省・朝日新聞厚生文化事業団・NHK厚生文化事業団
- 対 象
 1. 保健衛生（関連する福祉等を含む）を実際に著しく向上させた団体あるいは個人
 2. 保健衛生（関連する福祉等を含む）の向上に著しく寄与する研究または発見をした団体あるいは個人
- 応 募
 - ・応募用紙は規定の用紙（候補者調書）を使用すること
 - ・必ず推薦を得て下記に提出のこと第一生命保険株式会社 DSR推進室
(〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1 TEL050-3780-6950)
- 審 査 審査委員会が行なう（審査委員は次頁のとおり）
- 表 彰 受賞者全員に以下をそれぞれ贈呈する
厚生労働大臣賞（表彰状）
第一生命賞（感謝状：賞金 団体200万円、個人100万円）
朝日新聞厚生文化事業団賞（記念品）
NHK厚生文化事業団賞（記念品）
- 表彰場所 東京
- 日 程
 - ・募集開始 平成30年2月1日(木)
 - ・締 切 日 平成30年4月16日(月) 当日消印有効
 - ・審査・発表 平成30年8月下旬
 - ・表彰期日 平成30年秋

審 査 委 員 名

(敬称略 H30.1.1現在)

■学 識 経 験 者 (五十音順)

日 本 放 送 協 会 会 長	上 川 倉 小 篠 新 村 森	田 西 根 林 崎 村 上	良 一 弘 英 和 善	一 徹 郎 祐 夫 哉 則 亨
国 立 医 薬 品 食 品 衛 生 研 究 所 所 長				
国 立 感 染 症 研 究 所 所 長				
北 里 研 究 所 理 事 長				
日 本 公 衆 衛 生 協 会 理 事 長				
国 立 保 健 医 療 科 学 院 院 長				
東 京 大 学 医 学 研 究 所 所 長				
結 核 予 防 会 結 核 研 究 所 名 誉 所 長				

■厚 生 労 働 省

厚 生 労 働 事 務 次 官	蒲 佐 武 福 宮 宇 吉 宮 濱 鈴	原 原 田 田 本 宮 田 寄 谷 木	基 康 俊 祐 真	道 之 彦 典 司 啓 学 則 樹 彦
大 臣 官 房 審 議 官 (危機管理、科学技術・イノベーション、国際調整、がん対策担当)				
医 政 局 長				
健 康 局 長				
医 薬 ・ 生 活 衛 生 局 長				
大 臣 官 房 生 活 衛 生 ・ 食 品 安 全 審 議 官				
子 ど も 家 庭 局 長				
社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 長			雅 浩 俊	
老 健 局 長				
保 険 局 長				

■社会福祉法人朝日新聞厚生文化事業団

理 事 長	飯 田 真 也	大 井 屋 健 治		
業 務 執 行 理 事				

■社会福祉法人NHK厚生文化事業団

理 事 長	鈴 木 賢 一	大 島 勉		
常 務 理 事				

■第一生命保険株式会社

代 表 取 締 役 社 長	稻 垣 精 二	武 富 正 夫		
取 締 役 常 務 執 行 役 員				

応募にあたっての留意事項

応募にあたっては第70回保健文化賞要綱によりますが、次の点にご留意ください。

1. 保健文化賞の対象となる保健衛生（関連する福祉等を含む）とは、健康増進、疾病予防などの保健医療分野、高齢者・障がい者の保健福祉分野、少子化対策等をいいます。
2. 日本国内に限らず、国外における活動も対象とします。
3. 純学術的なものより、地域に密着した地道で身近な活動や実際的な活動を対象とします。
4. 推薦者を必要とし、自薦ではなく他薦とします。なお、下記の各種団体（※）には推薦協力を依頼しています。
5. 推薦者は応募者の承諾を得て推薦するものとします。
6. 同一功績による団体とその団体に属する個人が同時に応募することはできません。
7. 提出書類は返還しません。
8. 受賞決定後、受賞者名・職業および都道府県名等を公表します。
9. 候補者調書など関係書類の内容に事実と異なる記載がある場合や、本賞の授与にふさわしくないと判断される事実が判明した場合は、受賞した後であっても受賞が取り消される場合があります。
10. 要綱は、第一生命ホームページ <http://www.dai-ichi-life.co.jp> にも掲載しています。応募用紙は、ホームページよりダウンロードできます。

<団体の応募の対象>

11. 活動実績が原則として10年以上あり、かつ将来の活動も期待できるものとします。ただし、東日本大震災被害への支援を主たる目的とする活動に限り、活動年数は問いません。
12. 過去に以下の表彰歴のある団体は応募の対象としません。
 - ・ 過去20年以内に保健文化賞を受賞している団体。
 - ・ 過去20年以内に保健文化賞を受賞した個人が代表を務めている又は代表を務めていた団体。
 - ・ 過去に叙勲又は褒章（紺綬褒章を除く）を受けた方が代表を務めている又は代表を務めていた団体にあつては、それと同一功績での応募。
 - ・ 過去20年以内に、「医療功労賞」「障害者自立更生等厚生労働大臣表彰」などの天皇皇后両陛下の拝謁を賜る厚生労働大臣表彰を受賞した方が代表を務めている又は代表を務めていた団体にあつては、それと同一功績での応募。
 - ・ 過去10年以内に同一功績により厚生労働大臣表彰を受けた団体。

<個人の応募の対象>

13. 年齢が原則として50歳以上で、活動年数が原則として10年以上あり、かつ将来の活動も期待できる方とします。ただし、東日本大震災被害への支援を主たる目的とする活動に限り、活動年数は問いません。
14. 国・都道府県・指定都市等の本省庁職員、特別職公務員およびこれらに準ずる職種の方は対象としません。ただし、これらの職種の方についても、離職後は対象となりますが、公務としての業績は対象としません。
15. 過去に以下の表彰歴のある方は応募の対象としません。
 - ・過去に保健文化賞を受賞した方および受賞した団体の代表であった方。
 - ・過去に叙勲又は褒章（紺綬褒章を除く）を受けた方。
 - ・過去に、「医療功労賞」「障害者自立更生等厚生労働大臣表彰」などの天皇皇后両陛下の拝謁を賜る厚生労働大臣表彰を受賞した方および受賞した団体の代表であった方。
 - ・過去10年以内に同一功績により厚生労働大臣表彰を受けた方。
16. 個人の受賞の対象は、審査委員会時に存命である方とします。

(※) 推薦協力を依頼している団体

都道府県、指定都市、中核市、保健所政令市、特別区や、医学部、歯学部、薬学部、看護学部又は福祉学部を有する大学、その他関係機関および団体等（P.37「推薦協力依頼をしている関係機関および団体等抜粋」参照）